

Q&A ～建設業関連免許・資格取得を支援する企業に対する助成～

1. 助成対象範囲について

Q. 助成の対象となる免許・資格は何ですか？

A. 「自社が実績ある」工事の主任技術者、監理技術者または業務の照査技術者（建築設計業務においては主任設計者）に必要な国家資格等としており、主な対象資格は別表1の通りとなります。

「自社が実績のない」工事に必要な主任技術者、監理技術者に必要な国家資格等は対象となりません。

例)

・土木工事の実績がある会社…○土木工事業（1級土木施工管理技士など）
×建築工事業（1級建築士など）

・建築工事の実績がある会社…○建築工事業（1級建築士など）
×土木工事業（1級土木施工管理技士など）

※実績は、当年度又は過去5年の間に札幌市発注工事、業務もしくは役務（建設業及び建設関連業）の契約実績

Q. 助成対象経費となる費用および助成申請額について教えてください。

A. 「助成対象経費」は受験料、登録料、受講料となり、「助成申請額」は「助成対象経費」の1/2（上限は5万円または企業が支援する金額のいずれか低い方）となります。また、受験に伴う交通費や試験勉強用の書籍購入費は「助成対象経費」の対象となりません。

なお、該当する免許・資格に関する受講料であれば1年以上前の受講でも「助成対象経費」の対象となります。

Q. 国や他の自治体等から受験料、登録料、受講料のいずれかに助成金を受けている場合は、すべての経費が助成対象外となりますか？

A. 国や他の自治体等から助成金を受けている経費については、本制度での助成対象外となりますが、それ以外の経費については、本制度での助成対象となります。

例) 受験料について国や他の自治体等から助成金を受けている場合

- ・受験料 ⇒ 助成対象外
- ・登録料、受講料 ⇒ 助成対象

Q. 個人で申請しても良いですか？

A. 助成金の対象を企業としていますので個人からの申請は受け付けていません。助成対象経費を支援した企業から申請してください。

Q. 申請期限はいつまでですか？

A. 合格後 1 年以内に申請してください。

Q. 令和 6 年度に合格した場合も対象となりますか？

A. なります。合格後1年以内であれば、令和 6 年度の合格も申請対象となりますが、合格後1年以内に申請してください。

Q. 何人まで申請可能ですか？

A. 人数制限はありませんが、年度毎、対象従業員1名につき各人5万円を上限とし、実費の 2 分の1となり、対象事業主 1 社につき合計 15 万円が上限額です。

Q. 1 次試験のみ合格した場合でも申請可能ですか？

A. 1 次試験のみ合格した場合は、交付対象にはなりません。2 次試験等最終試験まで合格し、主任技術者や監理技術者となりうる免許・資格等に合格した場合に交付対象となります。

Q. 受験料、登録料、受講料について、年度を分けて申請可能ですか？

A. 1 つの資格について、年度を分けず 1 度にまとめて申請してください。

2. 申請時の添付書類について

Q. 下請会社でも申請できますか？

A. 申請可能です。追加として施工体系図または業務の場合は再委託に関する書類を提出してください。

Q. 雇用関係証明書類とはどんな書類ですか？

A. 例として雇用契約書です。

他の例として、保険証などがありますが、添付する場合には、保険者記号、被保険者の「記号」および「番号」、QRコード(※記載のある場合)をマスキングして提出してください。